

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の形や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、明治13年（1880年）にイタリア・ミラノで開催された国際会議の宣言により、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきました。

その後、平成18年（2006年）12月に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」（以下「条約」という。）においては、「手話は言語」であることが明記されました。

条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年（2011年）8月に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）においては、第3条第3号に「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定められました。また、同法第22条においては国及び地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けています。

さらに、平成26年（2014年）1月に条約の批准書を寄託したことからも、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、国会及び政府においては、上記の内容を踏まえた「手話言語法」を制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
厚生労働大臣 } あて

兵庫県播磨町議会